

2026年度来日
経済連携協定(EPA)に基づく
外国人看護師候補者受入れについて

公益社団法人 国際厚生事業団
(JICWELS)

目的

- 日本とインドネシア・フィリピン・ベトナムの経済活動の連携を強化する
- 経済連携協定(EPA)に基づき、日本の看護師・介護福祉士の国家資格を取得し、引き続き、日本の病院・介護施設で就労するプログラム
- これまで、インドネシア人4,259名、フィリピン人3,800名、ベトナム人1,944名の合計10,003名の候補者が来日

※内訳 (看護)インドネシア人768名、フィリピン人695名、ベトナム人275名、合計1,738名

(介護)インドネシア人3,491名、フィリピン人3,105名、ベトナム人1,669名、合計8,265名

特徴

1. 一定の要件を満たした候補者を受入れ

- 母国の看護教育修了者等
- 日本語能力の要件
 - ベトナム N3以上
 - インドネシア・フィリピン N4程度以上^(※)。就労時はN3程度以上 (※)フィリピンは調整中

2. 受入れ施設は、研修体制の整備、適切な研修を実施

3. 国や国際厚生事業団等による支援を実施

- 就労前に約1年間の訪日前・訪日後日本語研修を実施
- 入国手続き(査証申請等)の支援(受入れ施設による査証申請手続きは不要)
- 研修補助金、日本語学習・国家試験対策の学習支援、無料相談窓口、等

4. 候補者は就労・研修に従事(看護補助業務又は介護業務)

- 看護師候補者は看護補助業務、介護福祉士候補者は介護業務に従事

EPA看護師候補者の特徴等

1. 学歴等の要件	・インドネシア 母国の看護師資格＋実務経験2年 ・フィリピン 母国の看護師資格＋実務経験3年 ・ベトナム 3年制又は4年制の看護課程修了＋母国の看護師資格＋実務経験2年
2. 日本語能力の要件	・ベトナム N3以上 ・インドネシア・フィリピン 入国時N4程度以上 ^(※1) →就労時 N3程度以上
3. 在留資格・活動内容	特定活動 病院での就労(看護補助業務)・研修→(合格後)看護師として就労(在宅看護を除く)
4. 在留期間等 ^(※2)	原則3年間(一定の条件を満たせば4年)
5. 受入れ施設の変更 ^(※2)	原則不可
6. 家族の帯同 ^(※2)	不可

※1:フィリピンは調整中。

※2:EPA看護師(看護師資格取得者)の場合、在留期間等は更新回数の制限なし、受入れ施設の変更及び家族(配偶者・子)の帯同は可能となります。

EPA看護師候補者受入れ要件について(概要)

- 受入れ機関の責務には、「労働関係法令等の遵守を通じた適正な労働条件の確保」、「国家資格の取得を目標とした適切な受入れ体制の確保、研修の実施」等がある
- 受入れ機関は厚生労働省告示※¹及び法務省告示※²に基づく一定の要件を満たす必要がある

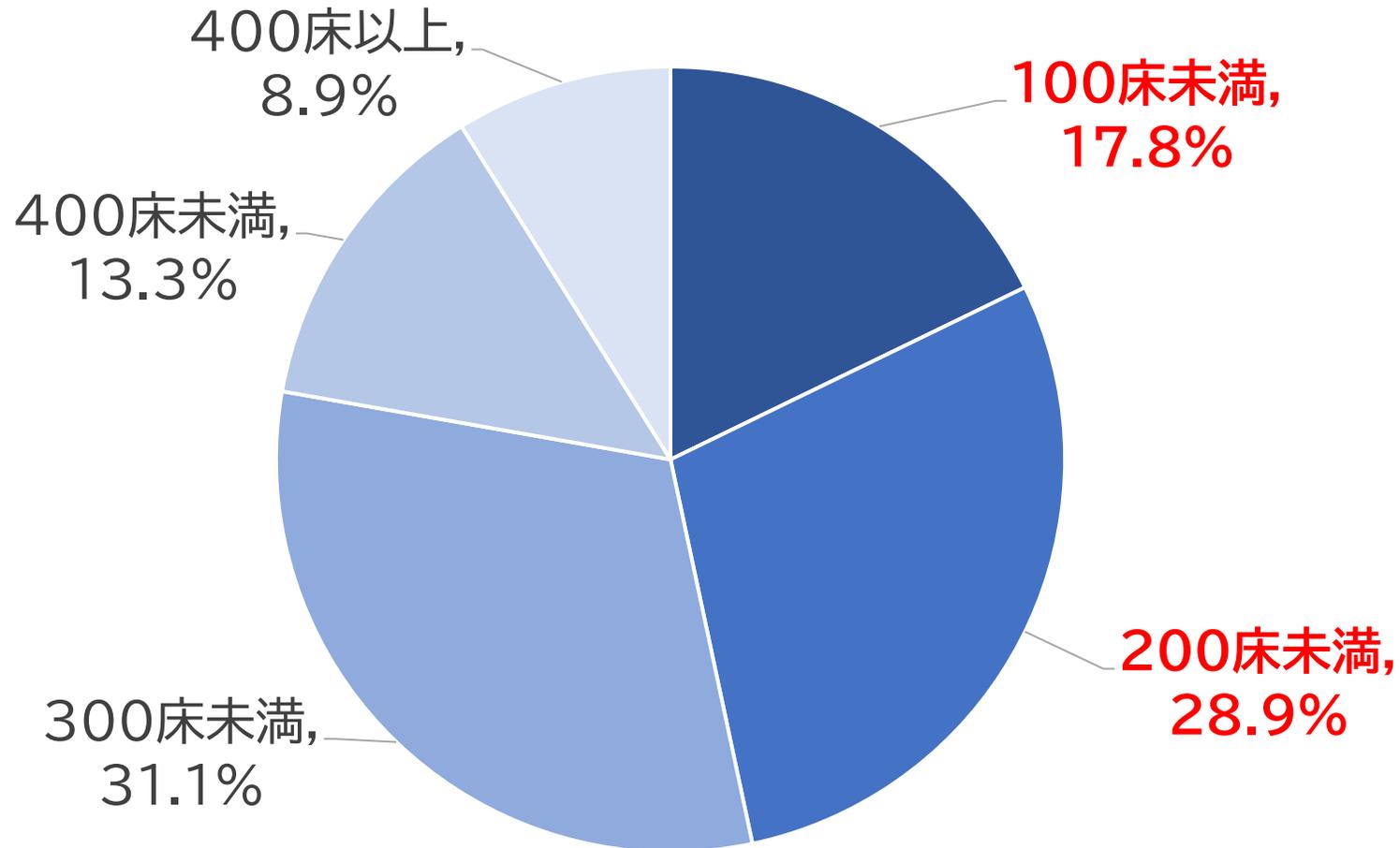
求められる要件

1. 受入れ施設の要件
 - ・看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院
 - ・看護職員の半数以上が看護師であること
 - ・定期報告・随時報告への対応
 - ・巡回訪問への協力 等
2. 研修の要件(研修体制の確保、国家試験受験に配慮した研修計画の作成、研修責任者の配置等)
3. 労働契約の要件(同等報酬の確保)
4. 宿泊施設の確保・帰国担保措置の要件

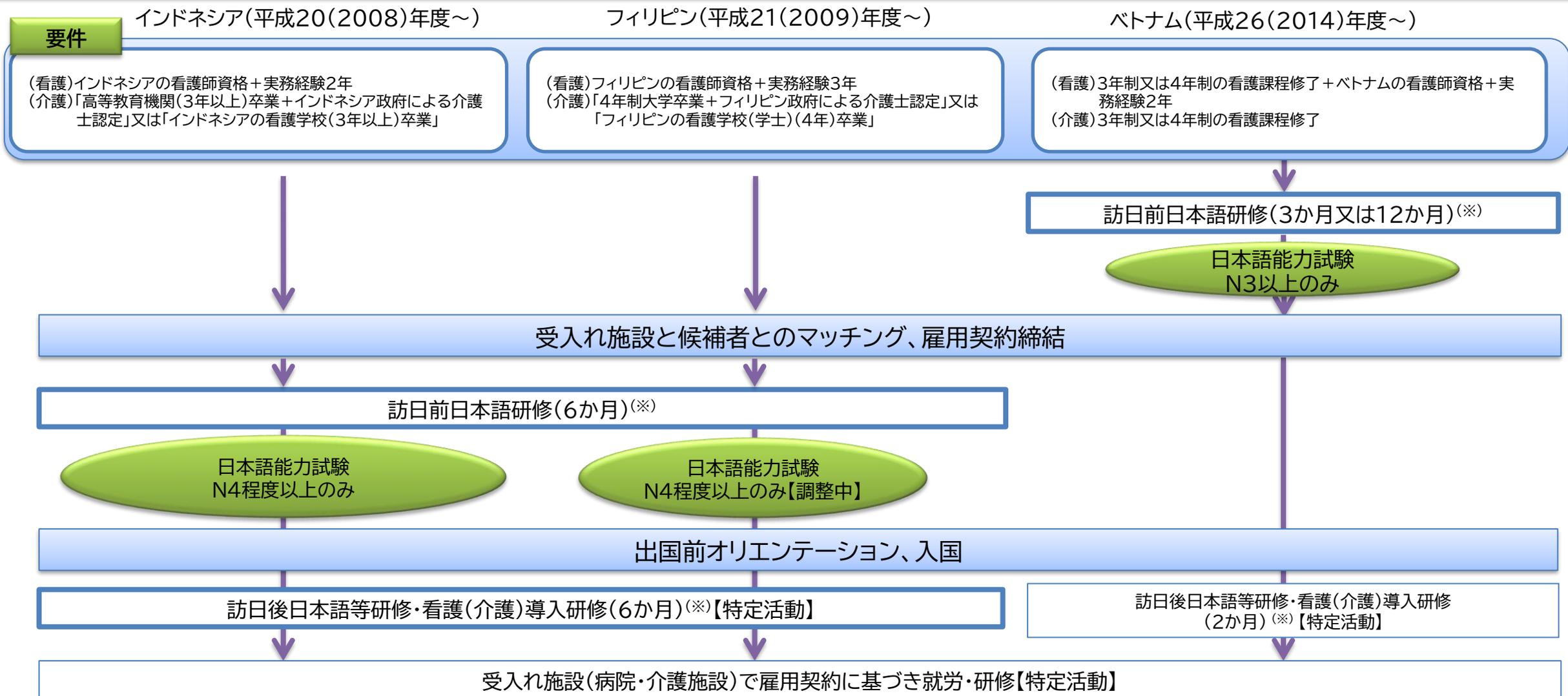
注: EPA候補者の受入れ要件は、EPA候補者を受け入れている間、常に満たしている必要があります。受入れ機関が要件を満たしていないことが判明した場合、3年間の受入れ停止の対象となることがあります。

EPA看護師候補者受入れ病院の病床規模割合

- EPA看護師候補者受入れ病院全体では、200床未満が約5割を占める



EPAに基づく受入れの枠組について(就労開始まで)



※ 【 】内は在留資格を示す。

※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。

※ フィリピン及びインドネシアにおいては日本語能力試験N4又はN3を取得した候補者は、訪日前日本語研修が免除。

※ 介護については、フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。

(出典:厚生労働省(一部修正))

EPA候補者のあっせんの流れ

1

説明会后、
JICWELSに
求人登録申請

1施設の受入れ可能な人数：
原則2名以上5名以内/国

2

JICWELSによる
要件確認

3

相手国政府
による候補者の
募集・選考

4

受入れ希望機関と候補
者との現地合同説明会、
JICWELSによる面接



5

候補者が
求人情報を閲覧、就労先
を選定

6

受入れ希望施設が
求職情報を閲覧、
候補者を選定

7

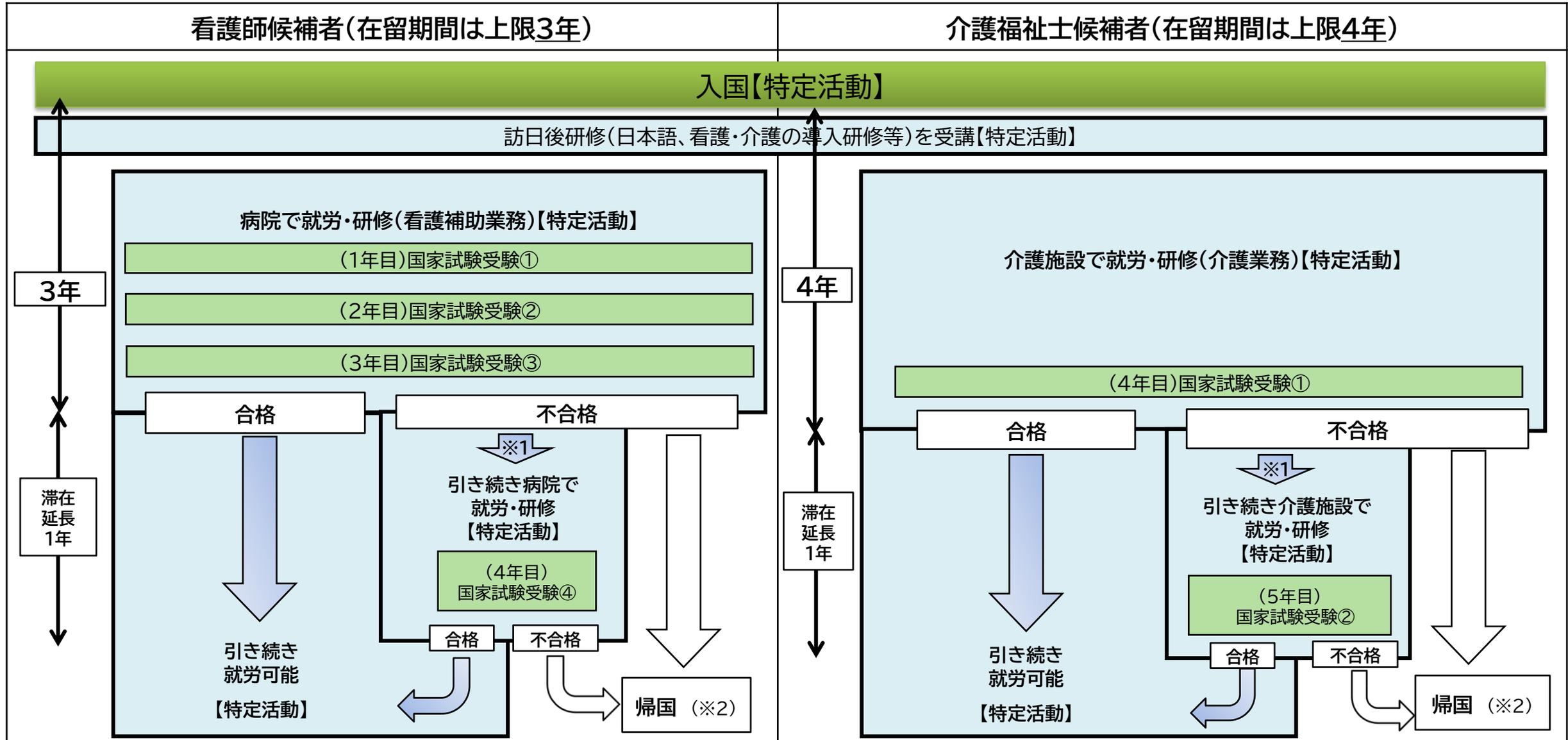
JICWELSによる
マッチング

8

受入れ・就労意向の
最終確認後、
雇用契約を締結

※注：ベトナム人受入れでは、候補者の募集・選考は、日本側の求人登録申請前に実施される。

EPAに基づく受入れの枠組について(就労開始後)



(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

(※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

(注)【 】内は在留資格を示す。出典：厚生労働省(一部修正)

EPA看護師候補者等への学習支援及び試験上の配慮

- EPA受入れでは、受入れ施設での研修経費への助成金、充実した日本語学習、国家試験対策等の支援がある

訪日前

日本語研修
・インドネシア、フィリピン6カ月・ベトナム1年間

訪日後

日受看
本入護
語れ導
研施入
修設研
対修
象・就
就労ガ
前イダ
説明ン
会ス(約10日)
・インドネシア、フィリピン6カ月・ベトナム2.5カ月

受入れ施設での就労・研修中

- 1 受入れ施設における**研修指導経費の支援**(※1)
1病院当たり461千円以内
- 2 受入れ施設における**日本語学習経費の支援**(※1)
候補者1人当たり117千円以内
- 3 **外国人看護師候補者学習支援事業**(※2)
(1)集合研修(国家試験対策動画講義・オンラインライブ講義)の実施
(2)模擬試験の実施(施設受験及び会場受験)
(3)看護専門家による個別学習指導
(オンライン面談の実施・学習アドバイスシートの提供)
(4)「正文リスト(日本語版・翻訳版)」等、各種学習教材の提供
(5)e-ラーニング学習支援システムによる各種学習コンテンツ及び情報の提供
(6)(就労1年目候補者対象)看護専門知識テスト・日本語能力テスト・
オンライン日本語研修・日本語専門家による日本語個別学習指導の実施
(7)学習相談(専門家による指導・相談)の実施
(8)学習支援担当者向けオリエンテーション動画の配信
(9)再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削指導・e-ラーニングの提供等)
- 4 **相談窓口、巡回訪問等**(国際厚生事業団)
(1)相談窓口の設置(英語・インドネシア語・ベトナム語対応)
(2)受入れ施設への巡回訪問
(3)メールマガジンの配信(EPA関連情報等の提供)
(4)国家試験過去問題の翻訳・提供
(5)研修好事例等を受入れ施設担当者及び候補者に提供

看護師国家試験受験
全ての漢字への振り仮名付記、難解な表現の言い換え、疾名等への英語表記等 試験時間の延長(1.3倍)

(※1)都道府県を通じた助成、(※2)実施団体:国際厚生事業団(2024年度)

EPA候補者受入れのメリット

- EPA候補者受入れは、**組織全体の活性化**や**日本人職員等のダイバーシティの向上**などの効果を期待できる

組織の活性化

部署間のコミュニケーションが活発になり、職場の雰囲気が明るくなるなど組織全体が活性化する

職員のダイバーシティの向上

日本人職員等の異文化理解やチームビルディングが促進する

職員の指導力の向上

OJT等で職員が候補者に分かりやすく説明できるようになり、指導力があがる

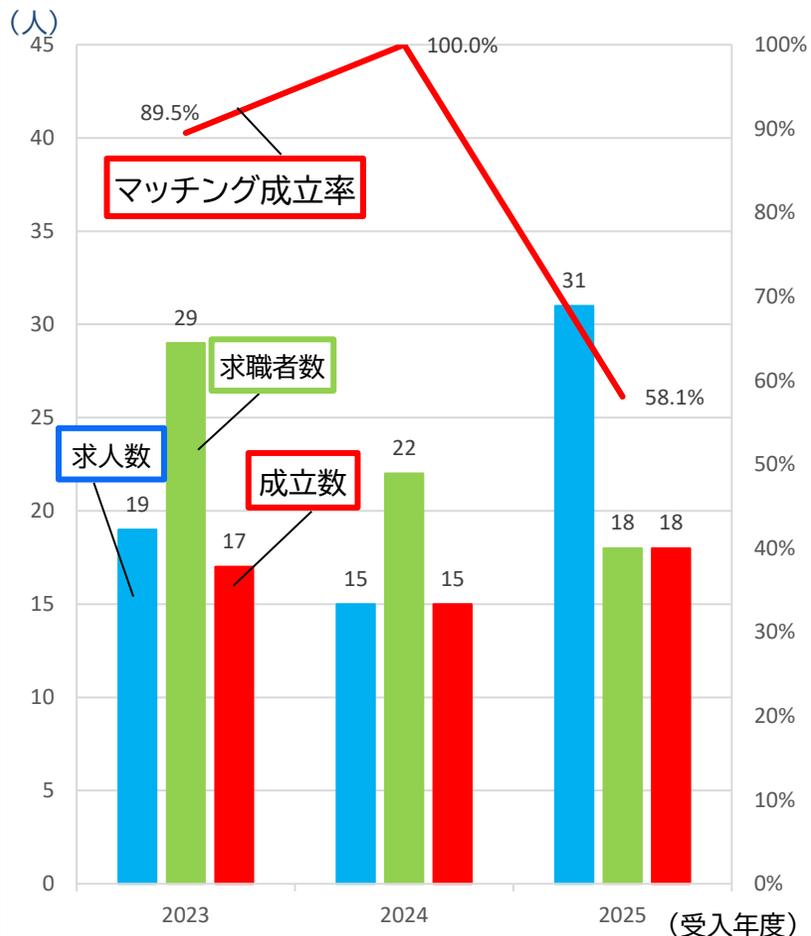
外国人材受入れノウハウの蓄積

外国人材のマネジメント、教育、支援などのノウハウを蓄積できる

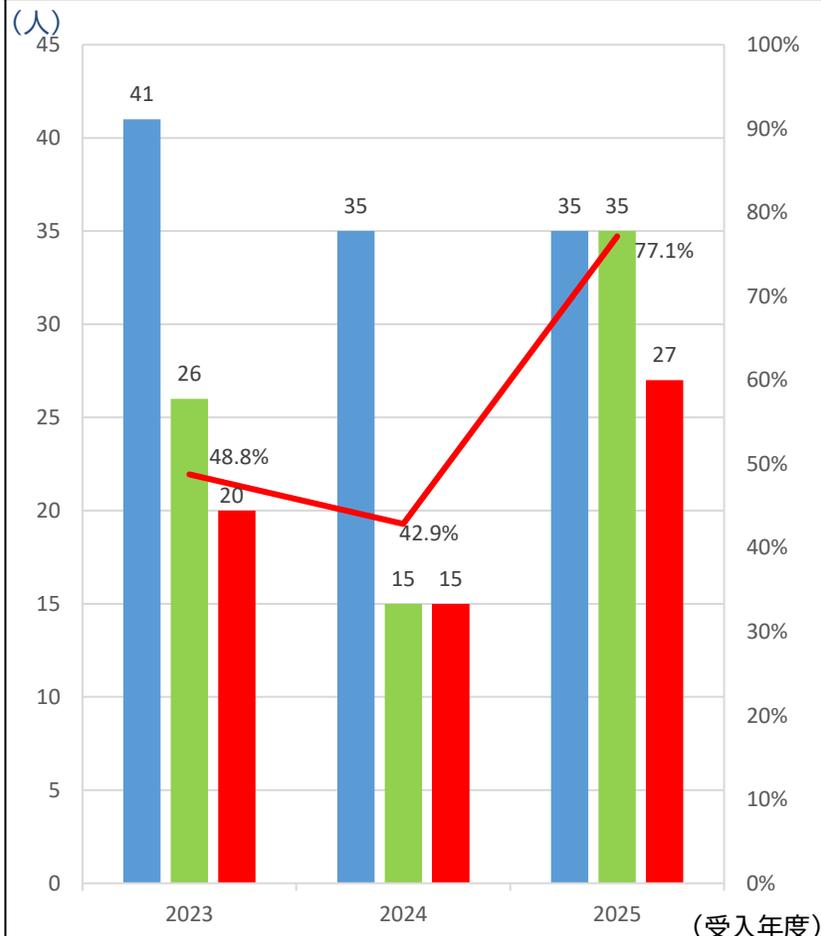
EPA看護師候補者受入れの求人・求職者数、マッチング成立率の推移

- 2024年度入国は、インドネシア、ベトナムのマッチング成立率が高かった。
- 2025年度入国は、フィリピンの求職者が前年より2倍以上増え、マッチング成立率も上昇。

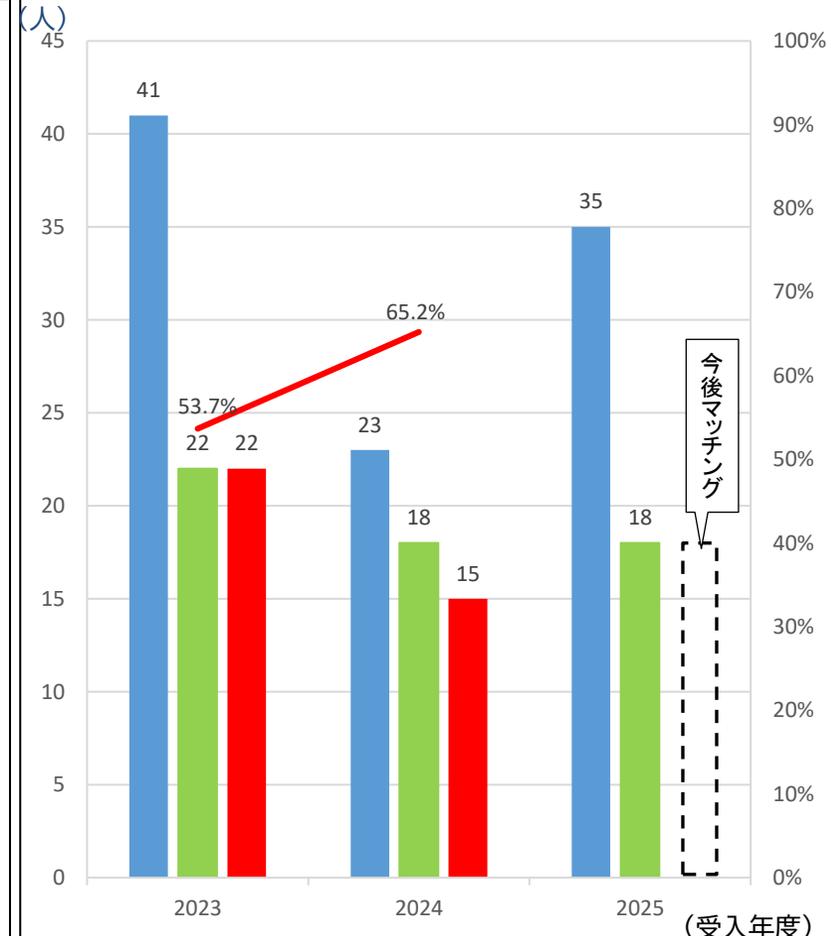
インドネシア



フィリピン



ベトナム



※ 求職者数はマッチングに参加した候補者の人数。※ 「マッチング成立率」とは、求人側のマッチング成立率。
 ※ EPA枠組みにおいて、2023～2025年度の看護師候補者の年間の受入れ最大人数は各国とも200名。
 ※ マッチング数が年間の受入れ最大人数を上回る場合、JICWELSは関係機関と調整の上、必要な措置を講じる。

EPA看護師候補者 累積合格者数(2017~2023年度入国者まで)

入国年度	受験者数①	合格者数②(※)	②/①(%)
平成29(2017)年度入国	85	48	56.5%
平成30(2018)年度入国	97	53	54.6%
令和元(2019)年度入国	121	55	45.5%
令和2(2020)年度入国	110	46	41.8%
令和3(2021)年度入国	56	27	48.2%
令和4(2022)年度入国	57	12	21.1%
令和5(2023)年度入国	51	2	3.9%

初回受験者(2023年度入国者)は3%台、2回目受験者(2022年度入国者)は20%台だが、3回目受験(2021年度以前入国者)以降は、40~50%台に向上

※ 合格年度を問わない。
 ※ 再チャレンジ・その他の合格者を含む。

2026年度来日EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)

受入れ希望機関による手続き等	日程		
	フィリピン	インドネシア	ベトナム
1. 受入れ制度等に関するオンライン説明会	2025年3月7日(金)13時～16時 (オンライン説明会動画配信は3月中旬予定)		
2. 受入れ希望機関からの求人登録申請受付	3月7日(金)～4月9日(水) ・全てオンライン申請の場合:4月9日(水)17時30分締切 ・郵送の場合:オンライン申請完了後、4月9日(水)17時必着		
3. 受入れ希望機関の要件確認結果の通知	6月中旬		
4. 現地合同説明会、JICWELSによる面接	7月上旬	8月下旬	12月上旬
5. 受入れ希望機関にマッチングの手続き案内	7月下旬	9月上旬	2026年1月下旬
6. マッチング	7月下旬～10月中旬	9月上旬～11月中旬	2026年1月下旬～3月上旬
7. 訪日前6か月日本語研修開始	11月上旬	11月下旬	—
8. 候補者来日、訪日後日本語等研修開始	2026年6月上旬 (6か月間の日本語等研修)	2026年6月中旬 (6か月間の日本語等研修)	2026年5月下旬 (2.5か月間の日本語等研修)
9. 就労開始時期	2026年12月上旬	2026年12月中旬	2026年8月上旬

EPA候補者受入れに係る費用(インドネシア人・フィリピン人)^(※1)

支払い先	種類	インドネシア人	フィリピン人
国際厚生事業団	求人申込手数料 ^(※2)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、1年間当たり	
送り出し調整機関	手数料等	400.5万ルピア (約42,000円)/人 ^(※3)	・450米ドル(約66,500円)/人 ^(※3) ・3,600ペソ(約9,120円)/人 ^(※4)
訪日後日本語研修機関	日本語研修の 一部負担金	360,000円(税込)/人	
合計 ^(※5)		約583,400円	約617,020円

(※1)本表での「候補者」とは、訪日前後日本語研修を受講する候補者を指します。

(※2)求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、「求人申込手数料の割引」をご参照ください。

(※3)日本円の表示額は、2024年2月時点の参考値です。

(※4)健康診断実施機関への支払い額(2023年度実績)。2026年度は、調整中。

(※5)2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払い、訪日後日本語研修機関への支払いは、受入れ人数分がかかります。

EPA候補者受入れに係る費用(ベトナム人)

支払い先	種類	候補者	再チャレンジ生(候補者)(※1)
国際厚生事業団	求人申込手数料(※2)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、1年間当たり	
	看護・介護 導入研修経費	100,000円(税別)/人	
送り出し調整機関	手数料等	・450米ドル(約66,500円)/人(※3) ・出国前健康診断費用(金額は調整中)(※4)	
訪日後日本語研修機関	日本語研修の 一部負担金	260,000円(税込)/人	・260,000円(税込)/人 ・(約70,000～80,000円/人)(※5)
合計(※6)		約607,900円+出国前健診費用	約687,900円+出国前健診費用

(※1)「再チャレンジ生」とは、訪日前の日本語研修修了年度でN3以上を取得できず、その翌年以降にN3以上を取得した者やマッチング不成立者を指します。

(※2)求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、「求人申込手数料の割引」をご参照ください。

(※3)日本円の表示額は、2024年2月時点の参考値です。

(※4)2026年度のベトナム国送り出し調整機関(DOLAB)への健康診断費用の支払い額は調整中。

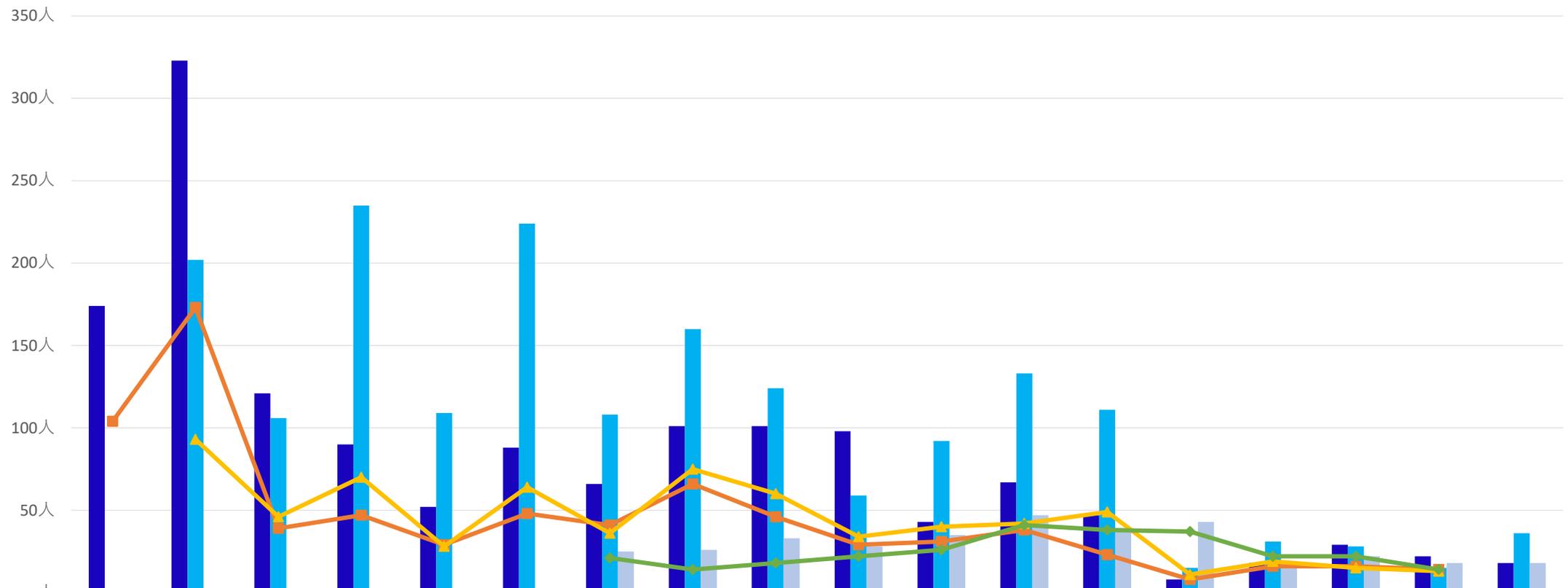
(※5)再チャレンジ生の来日渡航費は、候補者又は受入れ施設の負担となります。求人申請の際に、再チャレンジ生の来日渡航費を負担する意向の有無をJICWELSから受入れ機関側に確認させていただきます。

(※6)2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払い、訪日後日本語研修機関への支払いは、受入れ人数分がかかります。

参考資料

【参考1】 EPA候補者 国籍別求職者及び受入れ人数の推移	18
【参考2】 EPA候補者受入れの要件(詳細)	19
【参考3】 求人申込手数料の割引について	23

EPA看護師候補者 国籍別求職者及び受入れ人数の推移



人	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
■ インドネシア 求職者数	174人	323人	121人	90人	52人	88人	66人	101人	101人	98人	43人	67人	47人	8人	18人	29人	22人	18人
■ フィリピン 求職者数		202人	106人	235人	109人	224人	108人	160人	124人	59人	92人	133人	111人	15人	31人	28人	15人	36人
■ ベトナム 求職者数							25人	26人	33人	28人	35人	47人	39人	43人	18人	22人	18人	18人
◆ インドネシア 受入れ人数	104人	173人	39人	47人	29人	48人	41人	66人	46人	29人	31人	38人	23人	8人	16人	16人	14人	
▲ フィリピン 受入れ人数		93人	46人	70人	28人	64人	36人	75人	60人	34人	40人	42人	49人	11人	19人	15人	13人	
◆ ベトナム 受入れ人数							21人	14人	18人	22人	26人	41人	38人	37人	22人	22人	14人	

↑ インドネシア 受入れ開始
↑ フィリピン 受入れ開始

↑ ベトナム 受入れ開始

※受入れ数は入国時点。

EPA候補者受入れ要件について(受入れ施設の要件:EPA看護師候補者)

受入れ施設の要件(施設の種別等)

- ◆ 看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院であって、以下の要件を満たすこと。
- ① 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者が配置されていること。
- ② 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上、療養病床においては、入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
- ③ 看護職員の半数以上が看護師であること。
- ④ 看護の組織部門が明確に定められていること。
- ⑤ 看護基準が使用しやすいように配慮し作成され、常時活用されていること及び看護手順が作成され、評価され、かつ見直されていること。
- ⑥ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

※ その他、P20、21、22に掲げる要件を満たす必要があります。

研修の要件

- ① 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。
- ② 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③ 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること。
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。
- ⑤ 研修が行われる病床は、医療保険が適用されているものに限ること。

EPA候補者受入れ要件について(受入れ施設の要件:共通事項)

受入れ施設の要件

- ◆ 過去3年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがなく、かつ、EPA看護師・介護福祉士候補者及び EPA看護師・介護福祉士(以下、EPA看護師等)の受入れにおいて、以下の行為を行ったことがない受入れ機関により設立されたものであること。
 - ✓ 虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為
 - ✓ 受入れ機関に義務付けられた報告の拒否又は不当な遅延
 - ✓ 巡回訪問の際の求められた必要な協力の拒否

定期報告・随時報告への対応

- ◆ 厚生労働省告示及び法務省告示に基づく定期報告、随時報告を行うこと。

定期報告

受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況、労働契約の要件の遵守状況について、毎年1月1日現在の状況を、当事業団にご報告いただく必要があります。

随時報告

以下の事案が発生した場合に、告示で定められた期間内にその旨を当事業団にご報告いただく必要があります。

- ✓ EPA看護師等が在留資格を変更した場合
- ✓ EPA看護師等との労働契約を終了する場合
- ✓ 候補者が帰国した場合
- ✓ 候補者が受験した国家試験の合否が判明した場合
- ✓ EPA看護師等が失踪した場合
- ✓ EPA看護師等が不法就労活動に従事した場合
- ✓ EPA看護師等が死亡した場合

巡回訪問への協力

- ◆ 国際厚生事業団による巡回訪問の際に必要な協力を行うこと。

EPA候補者受入れ要件について(労働契約/宿泊施設確保・帰国担保措置の要件)

労働契約の要件(同等報酬の確保)

- ◆ EPA候補者と締結する労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものであること。
 - ✓ EPA看護師候補者を受け入れる場合、当該候補者と同様の職務に従事する日本人看護補助者の報酬が比較対象となります。
 - ✓ EPA介護福祉士候補者を受け入れる場合、当該候補者と同様の職務に従事する無資格の日本人介護職員の報酬が比較対象となります。
 - ✓ 同等報酬の確保については、求人登録申請時の要件確認のほか、年に一度の巡回訪問や定期報告の際にも当事業団が確認を行います。

宿泊施設確保・帰国担保措置の要件

- ◆ EPA候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。

宿泊施設について

- ✓ EPA候補者の宿泊施設の確保の方法は、職員寮を準備する方法のほか、賃貸住宅を手配する等の方法も認められます。
- ✓ 賃貸住宅等の費用は実費の範囲内でEPA候補者本人に負担させることは認められます。敷金・礼金等も含めた負担額を予め求人票にご記載ください。宿泊施設の利用条件や候補者の自己負担額に幅がある場合もすべて求人票にご記載ください。
- ✓ 宿泊施設の確保にあたっては、EPA候補者のプライバシーやセキュリティが十分に確保されるようご配慮ください。

帰国担保措置について

- ✓ EPA候補者の帰国旅費は、労働契約終了の原因がEPA候補者の重大な責に帰する場合を除き、受入れ機関の負担となります。

注:EPA候補者として許可された滞在期間中に看護師・介護福祉士の国家資格が取得できなかったこと自体をもって、候補者の重大な責に帰する場合に該当することとなるものではありません。

求人申込手数料の割引について

		通常の手数料額 (税別)	割引後の手数料額 (税別)
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか1か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	30,000円	割引なし
	既受入れ施設の場合	30,000円	20,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか2か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	60,000円	45,000円
	既受入れ施設の場合	40,000円	30,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越3か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	90,000円	67,500円
	既受入れ施設の場合	60,000円	45,000円

なお、求人申込手数料は同一コースに求人申請登録をした場合のみ割引が適用されます。

お問い合わせ先

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

・電話:03-6206-1138

・電子メール: shien-assen@jicwels.jp

・ホームページ:<https://jicwels.or.jp/>

